

財務省告示第五百五十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平成十五年七月二十二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十五年八月八日

財務大臣臨時代理

國務大臣 龜井 善之

一	名称及び記号	利付国庫債券（十年）（第二百五十一回）
二	発行の根拠	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一條第一項
三	振替法の適用等	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四	発行方法	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四條第三項第五号に規定する簡易生命保険資金による引受け
五	発行額	額面金額で千八百一十億円
六	払込金額	五千七百四十四億五千四百四十万円
七	最低額面金額	五万円
八	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。
九	発行日	平成十五年七月二十二日
十	発行価格	額面金額百円につき九十九円四
十一	利率	年〇・九パーセント
十二	経過利子	日本郵政公社総裁は、払込金額

の 払 込 み

に 加 え 、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し
た 金 額 を 第 十 八 号 に 規 定 す る 期
日 に 払 い 込 む も の と す る 。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.9}{100} \times \frac{32}{365}$$

十 三 初 期 利 子

平 成 十 五 年 十 二 月 二 十 日 を 支 払
期 と し 、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し
た 金 額 を 支 払 う 。 た だ し 、 支 払
期 が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き
は 、 そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う (以
下 、 次 号 及 び 第 十 五 号 に お い て
規 定 す る 期 日 に つ い て 同 じ) 。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.9}{100} \times \frac{1}{2}$$

十 四 第 二 期 以 後 の 利 子

毎 年 六 月 二 十 日 及 び 十 二 月 二 十
日 を 支 払 期 と し 、 各 支 払 期 に お
い て 、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す
る 利 子 を 支 払 う 。

十 五 償 還 金 限

平 成 二 十 五 年 六 月 二 十 日

十 六 償 還 金 支 額

日 本 銀 行 額 百 円 に つ き 百 円

十 七 払 込 期 日

平 成 十 五 年 七 月 二 十 二 日

十 八 払 込 期 日